

大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、医療機関（産科医療保障制度加入機関に限る。以下同じ。）におけるNICU（診療報酬の対象となるものに限る。）において新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図るため、また、臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図るため、予算の定めるところにより、医療機関に対し大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1欄に定める事業区分ごとに、第3欄に定める対象経費とする。

(交付額の算定方法)

第3条 交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし千円未満の端数が生じた場合には、別表の第1欄に定める事業区分ごとにこれを切り捨てるものとする。

- (ア) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (ウ) (イ)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助の条件)

第4条 補助金の交付の決定の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による申請は、大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金交付申請書（様式第1号）を知事の定める日までに提出しなければならない。

2 前項の大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 様式第1-2号 要件確認申立書
- (2) 様式第1-3号 暴力団等審査情報
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付申請の取下げ)

第6条 交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の通知を受け取った日から起算して30日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書(様式第2号)及び関係書類を補助事業の完了日の翌日から起算して30日以内の日又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定により交付の決定をした補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、交付請求書(様式第3号)及び関係書類を知事に対し提出しなければならない。

(書類等の検査)

第9条 知事は、補助金の適正な執行を図るため必要と認めた時は、補助事業者に対して、報告若しくは関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成26年9月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
産科医分娩手当 導入促進事業	1分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師 に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件 数に応じて支給される手当(分娩手当等)	3分の1
産科研修医手当 導入促進事業	研修医1人1 月当たり 50,000円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュ ラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けて いる者に対して、処遇改善を目的として支給 される手当(研修医手当等)	3分の1

新生児医療担当 医手当導入促進 事業	新生児1人当 たり10,000円 (NICU入院初 日のみ)	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇 改善を目的として支給される、NICUに入院す る新生児に応じて支給される手当(新生児医 療担当医手当等)	3分の1
--------------------------	---	---	------